

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 早川城山地区照合表

行 為 の 場 所		綾瀬市		
地区の区分	商業施設地区	住宅地区 A	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。			適
	(1)住宅 (2)共同住宅 (3)500㎡以内の店舗、飲食店等 (4)診療所 (5)巡査派出所、公衆電話所等で公益上必要なもの (6)前各号の建築物に附属するもの	(1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの (3)共同住宅 (4)150㎡以内の店舗、飲食店等(3階以上の部分をその用途に供するものを除く) (5)学校、図書館等 (6)診療所 (7)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等 (8)老人福祉センター、児童厚生施設等 (9)巡査派出所、公衆電話所等で公益上必要なもの (10)前各号の建築物に附属するもの		
建築物の敷地面積の最低限度	1 150㎡ 2 共同住宅の場合は、200㎡かつ1住戸あたり40㎡		(㎡/住戸)	適
	適用除外規定 (1) 土地区画整理事業により換地された土地をそのまま使用する場合 (2) 公衆便所、巡査派出所等で公益上必要なもの (3) 集会所等の居住者の共同の利便に供するもの			不適
壁面の位置の制限	建築物の外壁等の後退距離は		道路境界線 ~ m 隣地境界線 ~ m	適
	1 道路境界線又は緑道境界線から、計画図に表示した位置においてそれぞれ、2.0m、1.5m又は1.0m以上とする。 2 隣地境界線から、1.0m以上とする。 適用除外規定 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 物置等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの			不適
建築物等の高さの最高限度	1 絶対高：仮換地の使用収益開始時の地盤面から10m 2 北側斜線制限：1.25L + 5m		m	適
	1 都市計画法第36条第2項に定める検査済証交付日における地盤面から10m 適用除外規定 学校等は除く			不適
建築物等の形態又は意匠の制限	1 傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台等を設置してはならない 2 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする		架台： 屋根： 外壁：	適
				不適
かき又はさくの構造の制限	1 道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの 2 隣地側：生垣又は透視可能なもの ただし、フェンス等の基礎で高さ0.4m以下のもの及び門柱等で長さ1.5m以内のものはこの限りでない		道路側： 隣地側：	適
				不適
樹林地、草地等の保全に関する制限	良好な住環境に必要な現に存する樹林地及び草地における、樹木の伐採及び土地の形質の変更をしてはならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。			
照合結果	適 不適 抵触規定			
備考	適用除外・緩和規定等 有 ()			無
照合者	職 名 氏 名			

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途 の欄には数値 には計画概要を記入してください